

## 発達障害者にかかる子ども家庭庁へのお願い

日本発達障害ネットワーク理事長 市川宏伸

発達障害児も含め障害児の施策が、こども家庭庁において充実強化されることに期待しています。具体的には以下の内容です。

- ① 発達障害の特性が有る子どもたちの発見と、必要に応じた支援を提供するために、母子保健事業、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、子ども子育て支援事業の連携又は再構成が行われること。その際、保護者のメンタルヘルスにも留意することを念頭に置いて、発達障害者支援の分野で開発されてきたペアレント・トレーニングやペアレントメンターについて、広く活用されるようにすること。
- ② 発達障害の特性が有る子どもや社会的養護を必要とする子どもは、口頭や書面でといった表現手段や、要点をまとめて話すことなど、意見表明を行うこと自体に障壁がある場合があることから、必要な教育や支援するための環境整備に関するマニュアルの作成が行われること。
- ③ 乳児期の家庭、幼児期の保育所、学齢期の学校と支援に関わる者や、支援を受ける場所が数年ごとに変化することが当たり前になっているが、発達障害の特性がある子どもの中には変化への対応に困難さを抱える場合があることをふまえ、丁寧な支援の繋ぎを徹底すること。また、就労や成人期の福祉サービスの利用、障害者手帳の交付など、成人期以降への支援への繋ぎについても同様に充分留意すること。
- ④ 発達障害の特性が有る子どもが、地域で安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、労働、司法など関係者が連携して、本人を真ん中にして支援できる仕組みを作ること。特に、犯罪等により発達障害の特性が有る子どもが被害を受けること等を防止するなど権利擁護に努めること。
- ⑤ 上記の①から③を支援する人材の育成が、わが国ではまだ十分ではないと当団体では捉えています。そのような状況の改善のために、英国の公的なシステム(Ofsted)や全英自閉症協会が行なっている accreditation (認定)システムなどのような、支援現場の質の評価と合わせてコンサルテーション機能をもつ「外部評価」の導入、報酬上の評価について検討すること。

以上です。